

★★★自治体が積極的に提携する介護現場のスポットワークの問題点★★★

①スポットワークとは？

派遣労働とは法的位置づけの違う 2010 年代後半からの新しい労働形態。

スポットワークの会社はマッチングアプリの運営のみ。登録には面接も履歴書も不要。労働者は事業所と直接労働契約を結ぶ。派遣労働との違いがわかりづらい。

介護分野ではないが、急なキャンセル時の不払いに対して集団訴訟が起きている。介護事故による利用者の死亡事件（④参照）、労災などの問題も起きている。

コロナ禍を経て、物価高でダブルワークを余儀なくされたスポットワーカーが急増。

特に低賃金のため人手不足が解消しない介護・医療・保育等の、“いのち”に関わるケアの現場に増大傾向にある。

②介護・医療・保育の有資格者に特化した(株)カイテクは、「深刻化する介護人材不足に対応するため」と銘打ち、地方自治体や福祉関連団体と連携協定を締結。

2024 年に大阪府。2026 年に神奈川県、北海道旭川市、愛知県小牧市・豊田市。

さらに公益財団法人日本介護福祉士会までもが連携協定を締結。

③東京都の世田谷区・大田区、愛知県豊田市、富山県射水市、石川県、福井県、タイミー連携自治体（41 都道府県、94 自治体）である東京都、長崎県、香川県などがスポットワークを利用した事業所に仲介手数料や人件費等の助成。あきる野市、小金井市、国分寺市、東京都等は、スポットワークをトライアル利用した介護事業所に助成。今後、このような助成をする自治体が今後、増加する可能性が高い。

④スポットワークは、介護事故や労災によるワーカーへの補償が不確かである。

2025 年 6 月、国内で一番早く、(株)カイテクと連携協定を締結した大阪府大阪市の特養で、スポットワーカーによる入浴介助事故が起き、利用者が死亡。だがスポットワーカーのみが刑事責任に問われ略式起訴され、特養を運営する社会福祉法人は「業務改善指導」のみで、行政処分すらされなかった（2 度目に働きに来たワーカーに一人で入浴介助をさせた責任は問われなかった）。

⑤放課後等デイサービスや保育園にもスポットワーカーが入り始めているが、保護者にはスポットワーカーの存在を隠している事例もある。

★介護現場のスポットワークの詳細は「生活ニュースコモンズ スキマバイト」で検索してお読みください（8 月末日まで）。

白崎朝子（介護福祉士・ライター・重度訪問介護従事者研修講師）